

支援センターだより



写真左から、大岩秀樹様(株式会社シャンソン化粧品専務取締役)、白井孝一理事長、羽畑和夫様(静岡南警察署長)

この程、株式会社シャンソン化粧品様(静岡市駿河区国吉田)から、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に合わせ、「犯罪被害者等支援活動のさらなる発展のために役立ててほしい」と、自社が製造販売する健康茶『十六茶』のティーパックの売上及び商標権を持つ『十六茶』ペットボトルの売上の一部を、当支援センターにご寄附いただきました。

令和6年11月26日(火)に同社内で開かれた贈呈式では、株式会社シャンソン化粧品 専務取締役 大岩秀樹様から「これからも地域の皆様、そして犯罪被害者支援センターの皆様の活動をさらに支援していきたい」とのご挨拶を頂戴し、犯罪被害者やご家族、ご遺族、さらには支援活動に携わる犯罪被害相談員や直接支援員が心の安らぎを得られるようにと『十六茶』ティーパックもご寄贈いただきました。

ご相談にお越しいただいた際や裁判等に参加されている犯罪被害者等の皆様は、大変緊張され、心が張り詰めた中で臨まれています。温かいお茶をお飲みいただき、少しの時間でもホッと一息ついていただけるように、支援活動の際に大切に活用させていただきます。

～ 目 次 ～

- 株式会社シャンソン化粧品様からの寄附贈呈
- 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2024」
【講演】犯罪被害者等支援は地方自治体の責務
～明石市における犯罪被害者等支援～
明石市政策局次長 弁護士 能登啓元 氏
- 会費納入者・寄付者ご紹介、寄付のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
認定NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-651-1011

受付時間：10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

犯罪被害者等支援は地方自治体の責務 ～明石市における犯罪被害者等支援～

明石市政策局次長 弁護士 能登啓元 氏

令和6年11月29日(金)、静岡市葵区呉服町の札の辻クロスホールにおきまして、「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2024」を開催しました。

令和6年4月1日から静岡県内35市町で犯罪被害者等見舞金制度等の支援体制が整備された今、全ての犯罪被害者等が途切れのない、きめ細かな支援を受けられるよう、地方公共団体や関係機関と連携した支援体制を構築していく必要があります。そこで、先進的に取り組まれている兵庫県明石市の現状を伺い、静岡県及び県内各市町がより実効的かつ迅速な支援を行っていくために、必要となる支援等について考える機会をいただきました。条例を制定して終わりではありません。ここからです。支援実績が少ないのは当然。「前例がありません」と対応を拒むのではなく、支援策を一緒に考えていただき、不足な部分があれば、明石市のように改正を重ね、より実効性のある条例、身近な支援条例になるよう、支援体制を構築していきたいと思います。

【3つのポイント】

1つ目の「犯罪被害者等支援は『誰のため』の施策か?」という点です。元々、犯罪被害者等支援を担当する前、「被害者の支援っていうのは、実際に被害に遭われた方に対して何かしら支援をしていくのだろうな」、「亡くなられた方のご遺族であるとか怪我された方とか、すでに犯罪被害に遭われた過去の犯罪被害者、その家族、遺族のためにやっていくのが被害者支援なのかな」と思っていました。それについて泉房穂前市長から、「それは違う。そもそも被害者支援っていうのは『誰のため』か?能登君は誤解しているよ」と言われました。「『誰のため』なのか?と言ったら皆のためなんだよ。明日被害に遭うかもしれない全ての市民のための、将来のセーフティネット施策なんだ。このことを勘違いしたらいかんよ」と言われました。過去に被害に遭われた方への支援も必要ですが、それだけではないんだと。「誰もが被害に遭う。君も被害に遭うかもしれないし、私も被害に遭うかもしれない。誰もが明日被害に遭うかもしれないし、今被害に遭うかもしれない。そういった被害に遭った時に、いつ被害に遭ってもちゃんとサポートできるようにする。全ての方の

ための将来のセーフティネット施策だ」という点を強く言われて、私今でも記憶によく残っております。

2つ目が、「犯罪被害者等への責任は『誰が』果たすべきか?」という点です。当然、被害者がいたら加害者がいて、その加害者が一番悪いと。加害者が責任を負うべきであるというのはもちろん当然であると思います。ただ加害者だけが責任を負えばいいというものではないと。加害者だけでなく、犯罪被害を防止できなかった社会(行政)にも責任があると。「安心安全なまちづくりを進めています」と掲げている市区町村は多いと思います。それでも犯罪が起きていて、犯罪被害に遭われた方がいるとなると、やはり犯罪被害を防止できなかった社会(行政)にも責任があって、社会(行政)としてその責任を果たしていくべきであると。その場合には、国、県、民間支援団体との役割分担が大切であると。それぞれができることをしっかりと。役割分担をしてやっていくことが大事であると考えております。

3つ目が、「社会(行政)は何をすべきか?役割は何なのか?」というと、被害者に近い地方自治体こそが寄り添える支援に適していると言えます。国による支援というものもありますが、それだけでは十分ではないと。地方自治体や都道府県、市区町村こそが、被害者の方や住民の方に寄り添える支援に適している点が3つ目のポイントであると考えております。

【基本的な考え方】

犯罪被害者の方の支援について、大きく分けると3つの考え方があるかなと思っております。①住んでいるまちを中心に、②四大原則、③人間としての尊厳の尊重です。

1つ目の「住んでいるまちを中心に」という点ですが、被害者の方がある日突然被害に遭われます。予期していなくていきなり被害にあった。そういった時にどうするかと。もちろんその被



害に遭われて、もうその場所に住んでいることができない、あるいは住んでいくくないということで引越をされる方もいます。ただ、住み慣れたこの地域で引き続き住んでいきたいという方もいらっしゃる。今まで普段生活しているところで、これから引き続き住み続けたいという被害者の方に対しては、その望みを叶えられるように普段生活している地域で、支援を受けることができる体制を作っていくことが必要であると思います。この住んでいる地域における犯罪被害者等支援。住んでいるまちを中心とした支援というのが、被害者の方への支援の基本的な考え方の1つだと考えています。

もう1つが、どこを起点にしても支援を受けられる体制です。例えば警察からスタートしても、被害者支援センターからスタートしても、自治体からスタートしても、どこを起点にしても支援を受けられる体制が必要であると考えられます。いわゆる『たらい回し』にしないと。関係機関が連携協力して、犯罪被害者の方を支えると、それぞれの役割分担について共通理解が必要であると考えられます。どこを起点としてもいいけれども、いろんな関係機関がある中で、中心となりやすいのは自治体だと思えます。自治体を中心となって対応することが望ましいかなと思っております。

2つ目が「**四大原則**」です。被害者の方への支援というのは、この4つを考えなければならないと。

まずは、『速やか』にする。『迅速』である初期支援。被害に遭われてできるだけ早くサポートをすることが必要であると言われています。また『公正』。これは平等に、被害者によって分けないと。事件の大小とか被害の大小とかで分けずに、公正にやらなければならないし、費用がかからないという点も大事です。助けてもらうのにお金をかけなければいけないのではなく、費用をかけずに、そして『利用しやすく』やっていく。この費用がかからないとか利用しやすいとかは、正に自治体がすべきところかなと思えます。特にワンストップ、アウトリーチの重要性ということで、被害者の方がたらい回しになったり、いろんなところに行くのではなく、一つの場所において、支援者の方が、関係機関の方が、被害者の方にやってきてサポートさせていただくと。また必要であればご自宅や病院とかに訪問する。アウトリーチが必要であると考えられます。明石ではこの点も条例に規定しています。

3つ目が「**人間としての尊厳の尊重**」です。多いのが『二次被害』・『再被害』のお話です。『二次被害』というのは、直接的な被害を受けた後に、周囲、近所の人の噂話とか、マスコミさんの報道とかによって直接被害の後に受ける精神的な苦痛や経済的な損失について防止しなければいけない。特に支援者による二次被害。何気ない一言で、よかれと思って言った一言で、被害者の方が傷つかれていると。我々自治体の職員も気をつけなければいけないなと思っているところですが、この二次被害の防止というのは、国と自治体の責務として考えられます。

あと『再被害』というのは、加害者がもう1回同じ被害者に対して加害行為をするということで、加害者に対して犯罪被害者の方の情報は絶対に伝えないと。特に自治体の職員は、この加害者に対して情報を絶対伝えないということは、肝に命じなければいけない。

【地方自治体における支援】

地方自治体における支援としては、大きく6つあると思っています。①話を聴く、②サービスを提供する、③コーディネートする、④ネットワークをつくる、⑤広報・啓発をする、⑥条例を制定する。他にもあるかもしれませんが、大きく分けるとこの6つに分けられると思っています。

1つ目が「**話を聴く**」という点です。実際に被害者の方から、「自分が犯罪被害に遭ったことを人に話したいけれども、なかなか安心して話せる人っていないんです」というのを聞きました。被害の内容とか状況にもよりますが、「家族とか親しい友人とかだと、かえって話しづらい。逆に役所の人、役場の方は直接的な関係ではない、ちょっと距離があるけどこの距離がある方がかえって話しやすいことがある。逆に変に周りも気を遣って接せられてしまうとちょっとしんどいけれども、役所に行ったら話を聞いてくれる人がいるっていうのはほんまにありがたいよ」と言われたことがあります。やはり住んでいる街の中で「役所に行く」って言ったら、県庁に行くよりは市役所や町役場に行く方が多いかと思えます。実際の窓口は、他の機関、関係機関と比べると住民に身近な存在で、被害者の方の拠り所になる。また役所の人間は基本的にいろんな方の話を聴くのは得意です。いろんなお仕事をしている中で、基本的にはまず市民の方、町民の方、住民の方のお話をお伺いして、それから進めていくところで、『話を聴く』というのは自治体でできる最初の支援と考えています。

その上で2点目が「**サービスを提供する**」というものです。自治体の職員さんと話をした時に、その人は「犯罪被害者の支援、今までやったことないんですよ。初めて人事異動で、何やってた方がいいのかよくわからないんです」と。その彼に言ったのは、「そんな特別なことを考える必要はないんだよ。犯罪被害者の方を特別扱いすることではなく、普段やっている住民サービス。いろんな市民の方、住民の方が役所に来られた時に、今までどおりやっていることを、犯罪被害者の方も同じ住民なんだからすればいいんだよ」と。例えば、保険医療サービスだとか、福祉、公営住宅とか、税金ですね。福祉とかも障害をお持ちの方への障害者福祉とか、高齢の方への高齢者福祉、ひとり親家庭の方への児童福祉とか、また生活困窮の方に対する生活保護とか、いろんな福祉サービスや保険医療サービス。公営住宅の提供。税金の減免も。被害者の方も「犯罪被害に遭って働けなくなった」、「経営できなくなった」ということで収入が減少していて、払うことが難しいということであれば、一般の住民の方と

同じように対応したらいい。犯罪被害者等に特化したサービスがなくても、通常の住民サービスの延長線上で支援が可能であると。これがまず1つ、役所でやるべき既存サービスの提供。これも別の自治体の職員さんから「うちは犯罪被害者の条例がないんです。犯罪被害者の条例をまだ作っていないから、被害者の方に対してはサービス提供したくてもできないです」って言われたことがあります。でもそれも違いますよと。条例がなくてもできるのです。既存の住民サービスは、あまねく全国各地同じ。どこの市民の方に対しても、住民の方に対しても、基本的にどの自治体もやっている政策ですので、それは自治体における被害者支援の一つとして、条例がなくても当然できることだというふうに考えています。そして『訪問支援』です。先ほど言ったアウトリーチということで、被害に遭われて役所まで来てくださいますはなかなか難しい。役所にいくのが難しい方にはご自宅まで訪問したり、病院に行ったりする訪問の支援。これは福祉部署の業務で、高齢者の方のご自宅とか、障害者の方のご自宅とか、実際の職員は訪問して支援しております。それと基本同じ話なので、被害者の方に対する訪問支援っていうのも、特に条例がなくても自治体が常にやっている業務の一つであると思います。

そして3つ目の地方自治体における支援としては、「**コーディネートする**」というものです。このコーディネートとしては、1つは『ワンストップサービス』という点が考えられます。これも2つに分かれていて、「機関内のワンストップサービス」と「多機関ワンストップサービス」の2つがあると思います。機関内っていうのは役所内です。例えば、役所の中で犯罪被害者の担当している部署があれば、保険医療サービスを担当している部署、福祉を担当している部署、公営住宅を担当している部署、様々バラバラに分かれていると思います。「公営住宅の部署は7階です」って7階に行ってもらって、また次は「じゃあ介護保険は2階です」って2階に戻ってもらって、「次は、国民健康保険は4階です」と行ったり来たり、たらい回しにするのではなくて、同じ役所内では被害者が動かずに、たらい回しせずに、ワンストップできるように、職員が移動しようというのが機関内ワンストップサービスの考え方です。もう1つの多機関ワンストップサービスは、都道府県が中心となって対応する。やはり都道府県というのは中心、キーパーソンになると思っています。権限的には都道府県が中心になるので、多機関ワンストップサービスの中核的な役割は都道府県がやって、普段の日常生活的な支援を市区町村がやると。警察は被害者の方のニーズを最初に把握するので、これをニーズに応じた関係機関への情報提供を橋渡しする。被害者支援センターさんなどの民間被害者支援団体は、初期から中長期にわたる支援をすることが求められると思います。

4点目が「**ネットワークを作る**」という点です。いざという時に被害に遭われた方が途切れない支援を受けられるようにするため、自治体を中心となって関係機関とネットワークを作る。いざという時に動けるように、平時からの連携強化と働きかけが

大切であると考えます。

そして5つ目が、「**広報・啓発をする**」という点です。職員向けと住民向けの2つがあるかと思いますが、職員向けは研修の実施ということで、特に職員。大体自治体の職員は人事異動が多く、3年から5年に1回、ジョブローテーションということで人事異動をします。どの職員に対しても同じようにできるように研修をしていく。また住民向けには広報誌やホームページ等への掲載、シンポジウムの開催といったところが自治体でできる被害者支援かと思っています。明石市も「人権週間」に合わせて人権に関するシンポジウムを毎年開催しています。その中で犯罪被害者の方の支援をテーマに過去2回ほどシンポジウムをやっていますが、シンポジウムの際に市民の方に集まっていただいて、理解と協力を得ていくことが、自治体の役割ではあるかと思っています。一朝一夕で浸透するわけではないので、何回もやったり、いろんな方法でご理解と協力を得ていく必要はありますが、やはりシンポジウムをやって話を聴くと、他人事ではなく、我が事と捉えられるようになったと感想も実際にいただいています。やはり自治体は住民向けのイベントをするところはかなり得意だと思いますので、ぜひ自治体の被害者支援の1つとしてあげたいと思っています。

6つ目が「**条例を制定する**」という点です。条例ができるとやはり自治体における支援の法的根拠となる。自治体の職員は基本真面目なので、条例があったら、ルールがあったら「市民のルールだ」、「住民のルールだ」ということで結構動くんですね。また支援の質を継続的に保障できると。担当者とか首長の意向によって変わってしまうということがないように、条例を作っておけば仮に首長や担当者が変わったとしても、支援の質を継続的に保障することができるという点が大きいかと思っています。また庁内部署や関係機関との連携を円滑に行えるという必要性があります。そして実際に条例を作ったら、犯罪被害者等に特化したサービスを行うことができるし、住民や職員の意識が変わる。自治体を中心としたネットワークができるといった効果があるかと思っています。

【関係機関相互の連携】

大きく4点目が「**関係機関相互の連携**」です。やはり自治体が被害者支援をするということについては、犯罪被害者等基本法という法律で『地方公共団体の責務』と謳われています。「自治体でできることは、被害者支援はしっかりとやっていきましょう」とありますが、自治体でできることもやはり限界があります。何でもかんでもできるわけでもないですし、自治体ができないこともある。そういった時にはやはり関係機関と連携協力してやっていく必要があろうかと思っています。そこが関係機関相互の連携というところですが、実際、被害者支援に関わる関係機関、あくまで一例ですが、行政の自治体としては都道府県、市区町村があり、警察や被害者支援センターがあると。紫色のところは主に法律の関係者。弁護士会や法テラス、検察庁、矯正

施設、保護観察所、裁判所とか、ピンク色のところは市や県に主に付随していますけど、教育委員会、児童相談所、婦人相談所、DVセンター、福祉事務所とか。あとは医師会、医療機関、報道機関、臨床心理士会、公共職業安定所（ハローワーク）社会福祉会、社会福祉協議会。様々な関係機関が被害者の方の支援に関わっていくことになります。こういった関係機関が、それぞれできること、できないことがあって、それぞれがバラバラに動いていくとやはり良い被害者支援ってなかなか難しいのかなと思います。関係機関が連携して役割分担しながら、被害者の方への支援をやっていくということが必要かと思っています。連携方法としては、どういう連携をするのか。連携というと堅苦しいですが、要は手と手を取り合ってどうやっていくのかなというところですが、実際に被害が起きた時については、支援調整会議ということで多機関のワンストップサービスの中核となる都道府県が開催して、コーディネーターが調整して会議をしていく。そのときには被害者が住んでいる市区町村とか都道府県警察、早期支援援助団体なども入って、関係機関が連携してどういった支援をこの方にやっていくことができるのかなということを考えていく必要があります。そして、被害発生時の連携がスムーズに行くように、平時からの連携も必要であろうと思います。それぞれの役割分担はどんなことが考えられるか。一つの例として、都道府県というのはやはり全体の関係機関の中核的役割を果たすということで、コーディネーター的な役割、また県全体にまたがる広域的な支援をすることが求められるかなと思います。市区町村はまさに被害者の方が住んでいる場所の日常生活の支援や経済的な支援が必要となります。被害者支援センターは付添い支援。検察は犯罪捜査。医師会は治療、医療ケア。弁護士会・法テラスは裁判の支援、マスコミ対応。臨床心理士会は心のケアなど。大事なのはできることをして、できないことはつなぐと。連携協力して、地域で被害者を支えていくということが大事なかと考えております。

【明石市の取組】

ここからは明石市の取組についてご紹介をさせていただきますと思います。明石市が条例を作ったのは、今から13年前の2011年、平成23年に犯罪被害者の条例ができました。



明石市の条例のポイントとしたら、当事者が主人公という点です。「条例を作ってください」、「条例を作ろう」といって声をあげたのも当事者です。明石の条例も既に5回改正しています。この「改正しましょう」といった声をあげたのも実際に被害に遭われた方やご遺族、ご家族の方です。そして条例の内容も、「自分はこんなことに困った」、「自分の知り合い、被害に遭った友人とか、知人はこういうのを困ったから、こういうことを行政でやってほしいんだ」というふうなお声を伺って、それを最大限叶えるような形で、当事者の実際のニーズに即した内容にしています。それに支援者や関係機関と連携協力して条例を作ってきた経緯があります。発端は平成21年、2009年です。もう15年前になります。市内に住む小料理屋の女将さんが、通り魔殺人事件で跡継ぎのご長男を亡くされています。この方が2009年に「条例を作ってください」という要望書を出されました。これがきっかけとなって翌年の2010年に条例の検討を始め、2010年2月にシンポジウムを開いています。このシンポジウムに先ほどの女性や泉弁護士（前市長）が事務局となって被害者支援のシンポジウムを開いて、市議会議員とかを巻き込んだ勉強会をするなどして、平成23年に条例を作りました。条例を作った翌年、私が明石市役所に来て担当してきたのですが、まだまだ不十分ということで、犯罪被害者の方とか有識者の方にも集まっていたいて、意見交換する中で平成26年、平成30年、令和2年、令和5年と条例を改正してきました。

明石市の条例の特徴としたら、犯罪被害者等の権利条例というのが1つあります。元々、明石市は犯罪被害者等支援に関する条例という名称で、『権利』という二文字は入っていませんでした。兵庫県の条例に『権利』の二文字が入っていたので、被害者の方から「この『権利』、『被害者の権利』ということをしつかりと条例に謳ってほしい」とご意見をいただき、条例の名称にも『権利』という言葉を書き、目的や基本理念にもしっかりと「権利利益の保護」、「権利を有する」という言葉を条例に明記しました。条例の名称に権利が入っているのは、おそらく明石市と兵庫県の2つだけかと思っております。

明石市のメニューとしては、非常に多くメニューを用意しています。相談情報提供の支援や日常生活の支援、経済的な支援ということで、様々な支援メニューを設けてきました。最初に作ったのは「経済的な支援」の支援金と貸付金。「日常生活支援」の家事援助と家賃補助。この4点でスタートした後、何度も改正して支援メニューを増やしてきたという経緯があります。具体的な支援はどんなものかというところ、まず「誰に何を相談したらいいの?」というところで、被害に遭われた方は誰に、どこに行って相談したらいいの、何を相談したらいいのかというの分からない方が大勢いらっしゃると思います。そうしたときに明石市では、まず市民相談室が犯罪被害者等総合相談窓口ということで、様々な相談を受ける中、公益社団法人ひょうご被害者支援センターと連携して、被害者支援センターでやっている精通

弁護士等の法律相談や公認心理師等による心理相談の相談料を市で補助するという制度を行っています。

相談・情報提供の支援	日常生活の支援	経済的な支援
精通弁護士等による法律相談	家事援助・配食サービス 介護支援者派遣	支援金
公認心理師等による心理相談	一時保育費用補助	貸付金
法律・心理相談料補助	教育関係費支援	立替支援金
	住居復旧・防犯対策費用補助	特例給付金
	家賃補助	裁判出席旅費補助
	転居費用補助	財産開示手続・情報取得手続費用補助
	宿泊費用補助	再提訴等支援
	就労準備金支援	真相究明支援

例えば、①怪我された方がいらっしゃいました。「怪我をして動けないし、日々の暮らしをどうしたらいいんだろう」というときに、まず被害に遭われた場合に、特にお怪我されたり、お亡くなりになられた場合とか、やはりお金が大変だというのをよく聞きます。1か月以上の怪我の場合に本人に20万円。亡くなられた場合にはご遺族に60万円という形で支援金を支給させていただく。また②貸付金。あまり全国ではやっていないのですが、被害に遭われた方が必要であれば本人またその扶養者に50万円上限に貸付をするという制度もやっております。③被害に遭われて「もう家事ができない」、「掃除、洗濯、料理ができない」という場合に、ヘルパーの派遣とか配食サービスとか、かかったお金の補助をしたり、④お子さんがいらっしゃる場合に、被害に遭って警察とか検察庁とか弁護士とかにご相談に行くとき、子どもを預けなければならないときには、子どもを預けるための費用の補助をやっております。また、⑤被害に遭われてご本人が被害に遭って、転職するとか、あるいは、ご主人が被害に遭われて、今まで専業主婦だった奥さんが働きに出るために資格を取る場合、就労準備金として費用の補助もやっております。また、⑥お子さん自身が被害に遭われたケースで、被害に遭われたお子さん自身が学校に行けないケースもあれば、そのご兄弟。自分の弟や妹。お兄ちゃん、お姉ちゃんが被害に遭って、それで学校に行くことが難しくなったケースもある中で、そういった場合にかかる家庭教師の費用とか、学校に行くために歩いていけなくなった場合、タクシー代などかかっている費用の補助の制度を設けています。その他、⑦家で被害に遭ってしまった場合にしばらくホテル住まいをします。特に大きな事件とかの場合ですと、マスコミとか近所の目もあるのでなかなか家に住めない。ご自宅で被害に遭って自宅に住めるような状況でないようなケースですと、ホテル代。警察の方でホテル代が出ますが、警察で出る分にプラスして市の方で補助しますとか、⑧住居の復旧・防犯対策費用ということで防犯カメラとか、壊された家の修理の費用とか補助する制度もあります。⑨犯罪の被害に遭って加害者も近くにいる、また戻ってくるとか、あるいは近所の目もあるとか、もう精神的にこの場から離れたいという方がいらっしゃ

います。そういった方には引っ越し代を出します。引っ越し費用の補助。また⑩引っ越し先の賃貸住宅。賃貸のアパートとか市営住宅とかマンションに引っ越された時には家賃の補助をするといった制度もあります。次は、⑪被害に遭ったけど犯人が分からない、いわゆる通り魔的なものだったとか、犯人が誰なのか分からない、あるいは犯人が分かっているけど逃走しているとかで、駅前等でビラ配りされている方がいらっしゃると思うのですが、ビラ配りの費用を警察でも補助は一部出るそうですが、未解決事件などの場合で、被害者やそのご家族が犯人の情報提供を求めるチラシ作成にかかる費用も行政で出しますよというのがこの支援です。次に、⑫加害者がいわゆる心身喪失という形で責任能力が問われないという事件で、「民事上の損害賠償も請求できない、泣き寝入りなのか」と非常に辛い思いをなさっています。そういった被害者の方に対して、加害者が刑事責任を問われない等の理由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、特例給付金の60万円を支給するという制度を設けています。⑬実際に被害者の方は加害者からほとんど賠償金をもらっていないというのが現状です。全国各地同じで、裁判したら判決だけは何千万とか何億とか大きく出ても、実際には被害者の方の手元にお金が入っていないことが非常に多くあります。裁判で「〇〇円払いなさい」と判決が出ても、加害者が払わない場合に市の方が被害者に立替えます。市が加害者から取り立てますという制度がこの立替支援金です。行政の役割としていろんな考え方があると思いますが、行政が被害者の方の支援をする以上、こういった賠償金が払われずに泣き寝入りしている被害者がいるのであれば、それは自治体が被害者支援の一環としてしっかりと責任を負っていくべきであると。市民の方の税金を使いますが、「市民の方、誰もが被害に遭うんだから、たまたまこの方が被害に遭ったら市民みんなで助けよう」という考えのもと、この賠償金の立替制度、立替支援金制度はできています。ぜひ全国に広がってほしいなと。自治体の責務としてやっていくべきだなと考えております。あとは、⑭賠償金の支払がないと、このままだと時効になってしまうというのがあります。被害者の方の権利は、基本裁判で出ても10年間しか権利がなく、権利を伸ばすためにはもう1回裁判をしなければいけないと。そのためにはやっぱり裁判所に払う実費は結構かかるんですね。1億円の裁判を起こした場合にほとんど回収できないけれども、30万円ぐらい裁判所に払わなければならないと。それ非常に負担なんですと。それでしたらもう市の方で出しますよということで、再提訴の支援も明石市ではメニューとして設けております。

そういう形で明石市では実際に被害者の方のお声を受けて、どんどんどんどん入れていっています。様々なメニューを何年かけて段階的にやっています。いきなりドンと全部やったら、やはりハレーションもあるので、少しずつ何回も改正することで、いろんな支援メニューを被害者の方の声を受けながらやってき

たという経緯があります。

また明石市では二次被害の防止についてもしっかり明記したり、条例の見直し条項ということで、3年ごとに条例の見直しを行うという附則に書いています。実際に明石市で条例を作って、改正して、市民や職員の意識の変化がありました。被害者支援への市民の理解が深まってきたなどというのがあります。他人事ではなく、我が事だ。「誰もが犯罪被害者になるんだな」、「明日は我が身だな」、「自分も被害者になるかもなあ」という意識が芽生えたと。こういった被害者支援を住民の方が分かっていたと街が変わっていくと思います。

【明石市の支援体制】

明石市の支援体制として、明石市では市民相談室の市民相談係で、私を入れて4人でやっております。他の業務と兼務する中で、庁内各部署や外部関係機関と連携して対応にあたっております。実際の支援実績は13年間で合計79件です。実際の支援の流れとしたら、被害者の方や家族、弁護士、警察、被害者支援センターや庁内各部署から相談を受けて、ヒヤリングを行います。市民相談室はよろず相談所なので、いろいろな市民の方が年がら年中やってくるので安心して話はできませんので、被害者の方が来られたら別室にご案内して、他へ聞こえないように、外から聞こえないようにするために別室でお話をお伺いして、話をしっかり傾聴して、心情に配慮して寄り添い、ニーズを把握していきます。プライバシー配慮ということで、女性の相談者のときは女性の職員が対応させていただきます。絵を飾ったりとか花を置いたりとか、できるだけ落ち着いて話せる環境を心掛けています。また、「国民健康保険のことも聞きたいんです」とか、「児童扶養手当のことも聞きたいんです」と事前に連絡いただいたら、あらかじめ職員を同席させて、ワンストップでできるような体制を整えています。実際の支援策の中で、こういったメニューをご本人が希望されて、こういった支援ができるのかというのを検討して、必要に応じて庁内各部署は外部関係機関へつなぎ、支援を行っているところです。（支援ケース5例の紹介）

【最後に、6つのお願い】

6つの願いの1つ目は、被害者の方にはぜひお願いしたいのが、やはり当事者の声が大事だという点です。「もうなんで自分が動かなきゃいけないんだ」、「被害受けているだけでしんどいの、なんで自分が動かなきゃいけないんだ」、「もっとちゃんと、国とか行政とかみんな周りが動いてくれよ」と。おっしゃるとおりだなと思うんですが、やはり被害者の方の声は非常に大事です。法律・条例を制定・改正や犯罪被害者等施策の充実に向けて、ぜひお声をあげていただきたいなと思っています。2つ目が、国・地方自治体へのお願いです。やはり行政による総合的支援が大事だと思います。特に住民に最も身近な地方自治体

として、被害者の方の拠り所となっています。法律、条例の制定、改正や支援策の充実。特に、静岡県内ほとんどの市町に条例ができていますが、制定だけでなく、やはり改正も考えていただけたらと思います。国・地方自治体の責務として、被害者に寄り添える支援をお願いしたいと思います。3つ目が警察へのお願いです。やはり警察の方ができる支援は、事件の早期解決が求められます。あとは地方自治体等との情報共有ですね。警察との連携、自治体との連携、犯罪被害者等が同じ話を何度も繰り返さなくて済むように、連携強化をお願いできたらと思っています。4つ目が弁護士へのお願いです。やはり弁護士は犯罪被害者の方の権利を守ることが大事です。権利を守れる仕事です。被害者の方が二次被害や再被害を受けることがないように、被害者の方がしっかりと権利を実現できるのは弁護士の仕事だと思っています。『基本的人権の擁護と社会正義の実現』は弁護士の責務だと思います。5つ目が報道関係の方です。事件の正確な報道をしていただいて、被害者の方のプライバシーへの配慮をぜひお願いしたいです。あとは視聴者への情報提供の呼びかけ。被害者の気持ちを伝え、被害者の目線での報道をぜひお願いできればと思います。

最後、住民へのお願い。もし周りに被害に遭われた方がいたら、近隣住民による配慮は大事だと思います。被害に遭われた方が、普段生活している地域で元の生活を取り戻せるように、他人事でなく、我が事の意識で、被害者の方に対する理解と協力、二次被害の防止をお願いできればなと思っています。

以上6つのお願いを申し上げましたが、誰もが安心して安全に暮らせるように、一緒に進めていけたらと思っています。



支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

令和6年7月1日～令和7年2月28日

アイウエオ順(敬称は略させていただきます。)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	青木 則子	旭化成(株)富士支社	熱海温泉ホテル旅館協同組合
熱海警察署	天野 一	井口 登	池田屋印刷(株)
伊豆市役所	磯部 三恵	市原 真記	(株)伊藤園静岡相良工場
伊東警察署	伊東市役所	稲垣 博文	猪之原 勝美
磐田警察署	磐田市役所	内山 隆司	海野 耕司
S-K建設(株)	NDS(株)静岡支店	大石 明	大塩 秀樹
大城 玲子	大庭 茂利	岡野 廣治	岡村建設工業(株)
小國神社 玉衣会	長田建設工業(株)	表富士工業団地協同組合	掛川地区警友会
囲む会	(株)加藤鉄筋工業	上川 陽子	弁護士 河井 耕治
川嶋 晃	川島 達也	汗管興業(株)	神部 英子
菊川市役所	栗原 藤男	河野 典子	コーニングジャパン(株)
湖西警察署	湖西警友会	御殿場警察署	後藤 千代子
小林 暁	小林 省吾	坂本 武典	澤木 久雄
静岡県警察官友の会	静岡県警察官友の会熱海支部	静岡県警察官友の会掛川支部	静岡県警察官友の会島田支部
静岡県警察官友の会天竜支部	静岡県警察官友の会浜松東支部	静岡県警察官友の会牧之原支部	静岡県警察官友の会三島支部
(一財)静岡県警察職員互助会	静岡県警察本部運転免許課 交通安全会	静岡県警察本部生活安全企画課	静岡県警察本部総務部
静岡県公営競技連絡協議会	静岡県交通安全協会熱海地区支部	静岡県交通安全協会掛川地区支部	静岡県交通安全協会浜松西地区支部
静岡県交通安全協会富士地区支部	(一社)静岡県歯科医師会	(一社)静岡県指定自動車教習所協会	静岡県農協暴力防犯対策協議会
静岡市自治会連合会	静岡中央警察署	静岡中央警友会	島田警察署
島田商工会議所	島元 正彦	清水警察署	清水警友会
下田警友会	(株)シャンソン化粧品	庄司 善晃	昭新紙業(株)
白井 孝一	白松 弘美・直子	末木 宏典	菅野 寛也
鈴木 敏弘	鈴木 智善	鈴木 通代	鈴木(株)
裾野ライオンズクラブ	駿府警備保障	正光会	静清信用金庫
セキスイハイム東海(株)	セブンイレブン島田東町 鈴木 秋博	曾我 一洋	第56期初任科
滝澤 聡康	田子の浦埠頭(株)	橘会(中部警備OB会)	田中 広子
玉川 隆全	中部機電サービス(株)	中部電力(株)	塚本 大
土屋 雄二郎	天竜警友会	天竜地区安全運転管理協会	(株)土井酒造場
東名興産(株)	内藤 光雄	日機装(株)静岡事業所	沼津警察署
沼津警友会	羽田 ひとみ	浜松いわた信用金庫	浜松西警友会
浜松東警察署	原木 英三	引田 哲治	平井 秀弥
袋井警察署	袋井警友会	藤枝市役所	富士岳南ライオンズクラブ
富士警察署	富士警友会	(一財)富士心身リハビリテーション研究所	富士宮警察署
富士宮警友会	富士宮市長会連合会	富士宮ライオンズクラブ	富士防犯協会
(公財)星いきいき社会福祉財団	細江警友会	堀江 きよ	堀水 利恵
前林 孝一良	牧之原警友会	牧之原市役所	増田 享大
松澤 紘一郎	松下産婦人科医院	松本 朗	松谷 清
(株)丸川	丸山 博之	三島地区保護司会	溝口 敦
望月 威男	森 則夫	山岸運送(株)	山本 正子
弁護士 山本 正幸	雄大グループ(株)	ヤマハ発動機(株)	吉田町更生保護女性会
吉田 奈美子	(医)倫芳会 河井医院	匿名6件	

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。
当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。
被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体
個人

10
10

10,000円以上
2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。
また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】
【加入者名】

郵便振替:口座番号 00870-7-50944
NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会



発

行 認定NPO法人
静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0032

静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階

発行月 令和7年 3月